

平成21年 月 日
東 京 都

武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会

運 営 要 領 (案)

第1条 目的

この運営要領は、武蔵野市における地上部街路に関する話し合いの会(以下、「地上部街路に関する話し合いの会」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 進行

- ・ 司会者は、公正・中立な立場で地上部街路に関する話し合いの会を進行する。
- ・ 構成員は、話し合いの進行に協力し、司会者の指示に従うものとする。
- ・ なるべく多くの構成員が発言できるよう、発言者は要旨を簡潔にまとめて、一回の発言時間は、おおむね3分以内を目安とするものとする。
- ・ 構成員及び傍聴者は、地上部街路に関する話し合いの会の運営を妨害するなど悪質な行為をしてはならない。

第3条 運営

- ・ 公募によって選出された地域住民が参加を辞退する場合、欠員補充は行わない。また、地上部街路に関する話し合いの会を欠席する場合、代理人の出席は認めない。
- ・ コミュニティ協議会の委員長が出席できない場合、副委員長が代理出席できるものとする。
- ・ 構成員が、地上部街路に関する話し合いの会を欠席する際には、事前に事務局宛てに、意見を書面で提出することができる。この場合、事務局は、提出された書面を地上部街路に関する話し合いの会において配布するものとする。
- ・ 傍聴は、武蔵野市民に限り可能とする。ただし、会場の都合等により人数を制限する場合もある。その場合は、先着順に傍聴者を決定する。
- ・ 議事要旨及び配布資料は、東京都、武蔵野市の窓口へ備え付け、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載する。

- ・ 事務局は、地上部街路に関する話し合いの会の運営に関する事項を所掌する。

会場設営

資料作成

議事要旨作成

その他

- ・ 事務局は、次回の地上部街路に関する話し合いの会で使用する資料を事前に構成員に送付する。
- ・ 構成員は、当日の話し合いに関連する資料を提出することができる。この場合、構成員は話し合いの会の前日までに事務局に到達するように送付するものとし、事務局は当日構成員に配布する。

第4条 その他

- ・ この運営要領に定めのない事項は、事務局が地上部街路に関する話し合いの会に意見を聴いた上で決定する。